

平成29年度神崎町水道水質検査計画

1. 基本方針

需用者の皆様が安心して水道水をご利用いただくために、水源の状況に応じ適切な水質検査を実施するとともに、安全な水道水を供給していることをご理解いただくため、水道水質検査計画を策定し、計画的に水質検査を実施します。

水質検査計画には、水道法施行規則第15条第7項に定めるところにより、水道事業者が行う定期的水質検査について、検査すべき事項、当該項目、採水の場所、検査の回数及びその理由等を記載します。

また、臨時に行う水質検査についても、計画書において行う際の要件、検査項目及び実施方法の原則について明らかにします。水質管理目標設定項目は、利根川表流水で検査を実施します。農薬類についても、必要に応じて検査を実施します。

神崎町では、水質検査のほとんどを委託しております。当該委託の内容については、委託する項目、検査方法等について記載します。水質検査計画による水質検査結果については、評価のうえ公表します。

なお、水質検査計画は必要に応じて見直しを行います。

2. 水道事業の概要

計画給水人口 5,091人

計画給水量 1,413m³

神崎町の水道は、利根川河川水（表流水）を原水とする第二浄水場浄水と、地下水を原水とする古原浄水場浄水を混和し、古原浄水場から供給を行っています。

なお、第二浄水場は、東日本大震災にて被災した神宿浄水場の移転復旧により平成27年4月から古原浄水場隣地にて稼働しています。

浄水場名	第二浄水場	古原浄水場
水源の種類	表流水	地下水
水源の名称	利根川水系利根川	深井戸（1，2，3号井）
浄水方法	粉末活性炭処理 前塩素処理 薬品凝集沈澱処理 中間塩素処理 ろ過処理 後塩素処理	前塩素処理 除鉄・除マンガン処理
浄水場の場所	神崎町古原甲718-1	神崎町古原甲718-4
給水区域	※第二浄水場浄水と古原浄水場浄水は古原浄水場で混和し、古原浄水場施設から供給されます。 (神崎町) 全域 (成田市) 野馬込、小浮 (香取市) 堀之内の一部（中津地区）	

3. 水源の水質及び浄水の水質状況

表流水は、利根川の下流部にて取水しているため上流都市排水などの影響をうけており、過去にカビ臭の発生、トリハロメタン濃度の上昇、水質事故等により、必ずしも良い状況ではありません。また、地下水は、原水のヒ素の値が高いことがありますが、比較的良好的な状況です。

平成22年度※から平成28年度までの表流水系原水水質は別表1のとおりです。

平成23年度から平成28年度までの地下水系原水水質は別表3のとおりです。

浄水は、すべての水質検査項目において水質基準に適合しており、安全な水となっております。

平成22年度※から平成28年度までの表流水系浄水水質は別表2のとおりです。

平成23年度から平成28年度までの地下水系浄水水質は別表4のとおりです。

※表流水系は平成22年度（震災前）までは神宿浄水場のデータ。

神宿浄水場は表流水単独の施設で給水栓水質も表流水のみ、平成27年度以降は地下水と混和し供給した給水栓水質。

表流水の水質は、過去の水質と第二浄水場稼働後の平成27年、28年度の水質を比較しましたが、大きく変動した項目は有りませんでした。

また、表流水は必ずしも良い水質状況ではないため、上流域事業者との情報伝達を実施するとともに、粉末活性炭の投入等による対策を行っています。

粉末活性炭は神崎町小松地先の導水ポンプ場にて投入し、導水管内で接触必要時間以上接触しているため、活性炭の性能が最大限発揮されます。

4. 採水場所

各採水地点の場所は次のとおりです。

水源	原水採水地点	浄水採水地点	給水栓採水地点
表流水	導水ポンプ場着水井	第二浄水場浄水池	香取市堀之内中津 中津公会堂給水栓
地下水	古原浄水場集合井	ろ過機出口	
		古原浄水場出口	

5. 水質検査項目及び検査頻度及び設定理由

水質検査計画において実施する検査項目、各項目の検査頻度及び頻度設定の理由は別表に示すとおりです。

給水栓（中津給水栓）の水質検査項目及び検査頻度及び設定理由は、別表5のとおりです。

水質管理目標設定項目（表流水系）の水質検査項目は、別表6のとおりです。水質管理目標設定項目の水質検査は、表流水原水と浄水で実施します。採水場所は原水を導水ポンプ場着水井で採水し、浄水を中津給水栓で採水します。農薬類の検査項目の

選定は、水稻に用いる農薬類のうち、主に千葉県や茨城県で使用されている薬剤について選定しました。

なお、平成29年度の水質検査実施内容は**水質検査予定表**のとおりです。

6. 水質検査方法

水質基準項目の検査方法は、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の規定に基づく、告示に示された検査方法により行います。

7. 臨時の水質検査

臨時水質検査及び試験は、次のような場合実施します。

- 1) 水源の水質が著しく悪化したとき。
- 2) 水源に異常があったとき。
- 3) 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。
- 4) 浄水過程に異常があったとき。
- 5) 配水管の大規模な工事又は、その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- 6) その他特に必要があると認められるとき。

臨時の水質検査は、定期の水質検査と同様に委託検査により実施します。委託する水質検査は、定期の水質検査を委託する検査機関と同一の水質検査機関により実施する計画です。

水質に問題が生じた場合は、該当物質について適宜検査を行い適切な処置を行いません。

8. 水質検査の自己／委託の区分

毎日検査項目は自己検査を実施します。

その他の項目については、水道法第20条の厚生労働大臣登録検査機関に水質検査業務を委託します。**水質検査委託区分**は別表7のとおりです。

9. 放射性物質の検査

放射性物質の測定結果は、平成23年度から平成28年度まで全て不検出でありました。

平成29年度の計画は、原水2箇所（表流水、地下水）浄水1箇所（中津給水栓）で実施します。測定核種は放射性セシウムを委託検査にて実施します。測定頻度は3箇月に1回実施する計画です。

10. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画の公表の方法は、水道事業ホームページにより行います。

また、検査結果につきましては、水質基準に適合していることについて評価するとともに、随時水道事業ホームページにて公開いたします。

水質検査計画の内容は皆様のご意見を参考にさせていただきながら、必要に応じて見直しをおこない、毎年より良い計画書としてまいります。

11. 水質検査の精度と信頼性の保証について

水質検査の委託先は、水道法第20条に規定する、厚生労働大臣登録の水道水質検査機関で決定します。

水質検査委託機関については、「試料の採水から運搬まで受託機関で実施し、12

時間以内に検査を開始できること」「検査方法は検査法告示及び標準作業書に定める方法であること」「水質検査に関する精度管理を定期的の実施するとともに外部精度管理調査を定期的に行うこと」を条件とし、水道G L P認定を受けている優良な検査機関を選定します。

委託した水質検査の実施状況等の確認は、「一次報告」「標準作業書及び作業日報の提出」等で確認します。

1 2. 関係者との連携について

水源周辺で、水質事故が発生した場合は、県の保健所と連携して現場調査及び水質検査を行います。

1 3. その他

この水質検査計画は3月中に公表し、水質検査計画や水道事業について皆様の意見を取り入れ見直しを行い、4月より実施するものです。

水質検査計画や水道事業について、ご意見等がございましたらお手数ですが、電話にて神崎町水道事業までご連絡ください。